

事業報告書			
医療法人番号		00031	
報告期間	自	令和3年4月1日	
	至	令和4年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1) 名称	分類①	医療法人社団美能里会	
	分類②	社団（出資持分あり）	
	分類③	その他	
	分類④	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地		
	都道府県	石川県	
	市区町村	鳳珠郡能登町	
	町名・番地	崎山三丁目203番地	
	建物名	従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日	平成17年9月29日	
(4) 設立登記年月日	平成17年10月6日		
(5) 理事長の氏名	姓	橋本	
	名	琢生	
役員及び評議員の人数		6	
役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
(2) 附帯業務	記載はこちら		
(3) 収益業務	記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		
(9) その他	記載はこちら		



様式 1 : 1-(5) (G-MIS様式)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	橋本	琢生	はしもとクリニック診療所管理者
理事	橋本	文生	はしもとデンタルクリニック診療所管理者
理事	橋本	香織	
理事	橋本	こずえ	
理事	橋本	大周	
監事	橋本	聖史	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

[illegible]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の箇に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和3年5月20日	令和2年度決算の決定
令和4年3月1日	令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した区證機関債

[illegible]

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2・(6) 当該会計年度内に購入した区画機関債

医療機関間の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

[illegible]

注)

1. 医療機関側を申請する医療法人は、医療機関側が発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関側名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付	開設（許可を含む）した主要な施設
----	------------------

様式 2

法人名 医療法人社団美能里会

※医療法人整理番号 0 0 0 3 1

所在地 鳳珠郡能登町崎山三丁目203番地

財 産 目 録
(令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	179,403 千円
2. 負 債 額	74,855 千円
3. 純 資 産 額	104,547 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	93,325
B 固 定 資 産	86,077
C 資 産 合 計 (A + B)	179,403
D 負 債 合 計	74,855
E 純 資 産 (C - D)	104,547

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団美能里会

※医療法人整理番号 00031

所在地 鳳珠郡能登町崎山三丁目203番地

貸借対照表
令和4年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	93,325	I 流動負債	11,895
II 固定資産	86,077	II 固定負債	62,960
1 有形固定資産	69,023	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産		負債合計	74,855
3 その他の資産	17,053	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 出資金	9,000
		II 積立金	95,547
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	104,547
資産合計	179,403	負債・純資産合計	179,403

(注) 1. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人社団美能里会

医療法人番号 00031

所在地 鳳珠郡能登町崎山三丁目203番地

損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		179,018
	2 事業費用		171,401
	本来業務事業利益		7,617
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		
	2 事業費用		
	附帯業務事業利益		0
	事業利益		7,617
II	事業外収益		15,696
III	事業外費用		655
	経常利益		22,658
IV	特別利益		
V	特別損失		
	税引前当期純利益		22,658
	法人税等		5,126
	当期純利益		17,532

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。

2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

様式5

法人名 医療法人社団美能里会

※医療法人整理番号	0	0	0	3	1
-----------	---	---	---	---	---

所在地 鳳珠郡能登町崎山三丁目203番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団美能里会

理事長 橋本 琢生 殿

私は、医療法人社団美能里会の令和 3 会計年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 5 月 20 日

医療法人社団美能里会

監事 橋本 聖史

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。